

持続可能な国民健康保険制度の構築に向けた指定都市市長会緊急要請

社会保障制度改革推進本部は、去る1月13日、医療保険制度改革骨子（以下「骨子」という。）を決定した。

骨子では、「国民健康保険の安定化」として平成27年度からの保険者支援制度の拡充約1,700億円に加え、新たに後期高齢者支援金の全面総報酬割の実施に伴い生じる国費約1,700億円を活用した財政基盤の強化等がうたわれており、消費税率の再引上げの延期や各方面からの強い反対意見もある中で、これらを英断されたことは、指定都市市長会として大いに評価するものである。

しかしながら、今回の3,400億円の公費投入は、現行の法定外繰入金に既に約3,500億円あることに加え、被用者保険に比べ低所得者が多く、医療費水準が高いという構造的な課題を解消し、国民の保険料負担の公平化を図っていくには到底十分とは言い難い。

また、都道府県と市町村との役割分担においては、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり国民健康保険運営の中心的役割を果たすとされているものの、具体的には分賦金方式を採用し、資格管理、保険給付、保険料の賦課徴収等は引き続き市町村が担うこととされている。当市長会は、分賦金方式の導入に当たっては、法定外繰入の解消など国民健康保険の財政上の構造問題の解決を前提とすべきこと及び都道府県が保険者としての実質的な財政責任を担う仕組みとすることを求めてきたが、これらが骨子に十分反映されているとは認められない。

これら多くの課題を抱え、解決に向けての明確な説明がなされていない状況の中で、国民健康保険の都道府県単位化が進められていることに大きな危惧の念を抱くとともに、今後、これまで以上の丁寧な協議が必要であると再認識したところである。

さらに、当市長会において昨年9月12日に「指定都市の意見を取り入れる、又は参加できる機会を設けられたい」との要請を行ったが、いまだ国は、指定都市に対して意見聴取の機会を設けておらず、何ら情報提供もされていない。このような中で今回の骨子が決定されたことは、甚だ遺憾である。

については、指定都市市長会として、以下のとおり緊急要請を行う。

1 財政上の構造問題の解決に向けて

- (1) さらなる公費の追加によって、将来にわたり国民健康保険の財政基盤の一層の強化と構造的な課題の解消を図ることとし、これに係る所要の財源は、国の責任において確保することを今通常国会に提出予定の法案に明記されたい。
- (2) 平成30年度から実施予定の「財政調整機能の強化」の具体的内容や、「自治体の責めによらない要因による医療費増・負担への対応」及び新たに創設される

「保険者努力支援制度」に係る支援の対象や要件等については、地方との十分な協議に基づき整理の上、制度設計されたい。

(3) 財政安定化基金の交付分に係る補填措置については、市町村も負担する方向で検討されているようであるが、国及び財政責任を担う都道府県の負担によるものとされたい。

2 今回の国民健康保険の見直し後の事務運営等が円滑に行われるよう、都道府県と市町村の役割及び責任を適切かつ明確に分担し合える制度として構築されたい。

また、被保険者に対する周知の徹底や被保険者の利便性等を踏まえた窓口の明確化等、新制度移行時に混乱が生じないようにされたい。

3 骨子は、社会保障制度改革国民会議報告書において示された「効率的な医療提供体制への改革を実効あらしめる観点から（中略）都道府県が地域医療の提供水準と標準的な保険料等の住民負担の在り方を総合的に検討することを可能とする体制を実現すべき」との観点からも極めて不十分なものと言わざるを得ない。

この「方向性」は、国民健康保険の財政運営責任を都道府県に委ねるだけで実現されるものではないことから、具体的な取組を早期に示すとともに、地方と十分に協議の上、国の権限と責任において必要となる条件整備を行われたい。

4 指定都市に対して積極的に情報提供を行うとともに、昨年9月12日に行った当市長会の要請のとおり、国保基盤強化協議会とは別に指定都市の意見を取り入れる、又は参加できる機会を設けられたい。

特に、今後検討される後期高齢者支援金の全面総報酬割の実施に伴う国費約1,700億円の配分方法等については、事前に地方と十分に協議・調整の上、決定されたい。

平成 27 年 2 月 24 日
指 定 都 市 市 長 会